

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

### 目 次

- 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正
- 昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号の一部改正
- 昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第三十三号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年五月二十五日から施行する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

### 1の項中

市道西品治一号线 鳥取市西品  
治一七三番地先から同市西品  
治一七七番地先までの間

市道西品治一号线 鳥取市行徳  
治一七五番地先から同市西品  
治一七七番地先までの間

一般国道九号线 鳥取市  
安長地内八千代歩道橋

三二〇メートル

車両（自転車を除く。）

〃

一般国道九号线 鳥取市  
安長地内八千代歩道橋

三二〇メートル

車両（自転車を除く。）

〃

市道火災復興一号线 鳥取市  
取市西町五丁目三〇番地  
地先から同市相生町三丁目一〇番地地先までの間

六四〇メートル

大型自動車（大型乗用自動車を除く。）

九七時から一七時

市道立町住吉線 米子市  
立町四丁目四二番地先  
から同市旗ヶ崎五七八番地先までの間

二〇〇メートル

九七時から一七時

市道立町住吉線 米子市  
立町四丁目四二番地先  
から同市旗ヶ崎五七八番地先までの間

二〇〇メートル

九七時から一七時

市道茶町祇園町線 米子市  
市茶町一二番地地先から  
同市大工町一二番地地先  
までの間

三四〇メートル

終日

市道末広通り線 米子市  
末広町五八番地地先から  
同市塩町二九番地地先  
までの間

二三〇メートル

〃

市道栄一〇号线 米子市  
博労町三丁目三五番地  
先から同市同町三丁目一  
八五番地地先までの間

三七〇メートル

〇七時から一七時

に を に を に

改める。

3の項中

一般国道九号線 気高郡青谷町大字 内官有無番地先までの間	一般国道九号線 気高郡青谷町大字 長和瀬九二四番の地先から同地 内官有無番地先までの間	一般国道九号線 気高郡青谷町大字 内官有無番地先までの間	市道境停車場線 境港市 中町五九番地地先から同 市本町二〇番地地先まで の間	市道境停車場線 境港市 中町五九番地地先から同 市本町二〇番地地先まで の間	市道境停車場線 境港市 中町五九番地地先から同 市本町二〇番地地先まで の間	市道米子東福原線 米子 市富士見町一丁目八番 の四地先から同市東福原 二五一番地地先までの間	市道光西寺横線 米子市 博労町一丁目四六番地地 先から同市同町三丁目一 番地の三三番地先までの間
五二六メートル	五二六メートル	五二六メートル	二一〇メートル	二一〇メートル	二一〇メートル	八〇〇メートル	一八〇メートル
大型自動車	大型自動車	大型自動車	大型自動車	大型自動車	大型自動車	大型自動車	大型自動車
右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同

に

を

に

を

一般国道二九号線 鳥取市海蔵寺地 内因美線海蔵寺踏切東側から同市 杉崎五一九番地地先までの間	一般国道二九号線 鳥取市杉崎一六 〇番地地先から同地内五一九番地 地先までの間	一般国道二九号線 鳥取市海蔵寺地 内因美線海蔵寺踏切東側から同市 桂木二八〇番地地先までの間	一般国道五三号線 八頭郡河原町大 字渡一木二六五番地の三地先から 同町大字袋河原四二四番地地先ま での間	一般国道五三号線 八頭郡河原町大 字渡一木二六五番地の三地先から 同町大字長瀬八番地の二地先まで の間	一般国道九号線 岩美郡岩美町大字 海士字天王下五〇番の二地先か ら同村大字海士字宮向一七一番の 一地先までの間	一般国道九号線 岩美郡岩美町大字 洗井字植木一〇八四番の一地先 から同町大字洗井字抜田一九〇番 の一地先までの間	一般国道九号線 岩美郡岩美町大字 蒲生字稲荷砂田八五五番地先から 同町大字馬場字船越一四八番の一 地先までの間	一般国道九号線 岩美郡岩美町大字 蒲生字稲荷砂田八五五番地先から 同町大字馬場字船越一四八番の一 地先までの間
九一五メートル	二五〇メートル	九〇〇メートル	一、五〇〇 メートル	九四〇メートル	五〇〇メートル	九〇〇メートル	三〇〇メートル	三〇〇メートル
高速車・中速車 四〇キロメートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	高速車・中速車 四〇キロメートル	高速車・中速車 四〇キロメートル
右	右	右	右	右	右	右	右	右
同	同	同	同	同	同	同	同	同

に

を

に

を

に

を

改める。

5の項中

県道倉吉由良線 倉吉市穴沢一三五番地地先から同地内四四番地地先までの間	七〇〇メートル	右	同
県道倉吉由良線 倉吉市穴沢一三五番地地先から同地内四四番地地先までの間	七〇〇メートル	右	同
県道倉吉青谷線 東伯郡東郷町大字旭一六四番地地先から同町大字崎六八〇番地地先までの間	一、三〇〇メートル	右	同

に を

鳥取市東品治町一一三番地地先

山陰合同銀行鳥取支店前十字路

鳥取市東品治町一一五の六番地地先

鳥取市東品治町一一七の一番地地先

鳥取市東品治町一一三の三〇番地地先

鳥取市瓦町一三三番地地先

丸石産業株式会社前十字路

鳥取市東品治町六八番地地先

鳥取市瓦町一三四番地地先

鳥取市今町二丁目一〇一番地地先

鳥取市片原一丁目二〇一番地地先

中国電力株式会社鳥取支店前十字路

鳥取市上魚町四〇の一番地地先

鳥取市今町二丁目六八番地地先

前田哲雄方前

鳥取市川外大工町七四番地地先

富士火災新築用地前

鳥取市瓦町一〇一番地地先

に を 改め、

を削り、

を削り、

を

に改め、

及び

を削り、

を

に改め、

鳥取市吉方町二丁目五二番地地先

林質店前

鳥取市吉方町二丁目一二番地地先

斧村履物店前

鳥取市吉方町二丁目五二番地地先

小谷薬局前

鳥取市吉方町二丁目二二番地地先

山崎金物店前

鳥取市梶川町六三番地地先

浜食料品店前

鳥取市梶川町四五番地地先

村尾久之方前

鳥取市南町四四一番地地先

鳥取市南町六〇一番地地先

鳥取市東町一丁目二二〇番地地先

鳥取県庁前

鳥取市片原二丁目二〇番地地先

鳥取市片原三丁目三番地地先

田西花店前

鳥取市片原四丁目二〇番地地先

鳥取市片原五丁目一三〇番地地先

気高郡気高町大字勝見六八〇の三番地地先

門本茂方前

気高郡気高町大字勝見六八〇番地の三地先

気高郡気高町大字勝見

字大沢六五八番地地先

倉吉市宮川町二二七の二番地地先

鳥取トヨタ倉吉営業所横

倉吉市上井二丁目一一の七番地地先

サワバス上井営業所横

米子市西福原 字西原新道四六三の一番地地先	松浦本店倉庫前
米子市明治町五二番地地先	白土菊子方前
米子市明治町二二の一番地地先	田中清方前
米子市角盤町四丁目五二番地地先	山内金光方前
米子市角盤町四丁目二三番地地先	米子信用金庫西支店前
米子市法勝寺町五五番地地先	田中長太郎方前
米子市紺屋町一番地地先	稲田松太郎方前
米子市彦名町二、四〇一番地地先	公民館前
米子市彦名町四、四〇〇番地の一地先	
米子市加茂町二丁目五一番地地先	中国電力株式会社米子 営業所横
米子市加茂町二丁目五〇番地地先	日本生命横
鳥取市行徳五六番地地先	
鳥取市行徳は一二番地地先	
鳥取市西品治八三四番地の五地先	
鳥取市相生町二丁目四一番地地先	
鳥取市湖山町一、三九七番の一地先	
鳥取市湖山町一、三九七番の一地先	
鳥取市湖山町二、二五五番地の二地先	

鳥取市川外大工町三一番地地先	に改め、
鳥取市川外大工町六番地の二地先	
鳥取市東品治町二番地の一地先	
鳥取市東品治町二番地の四三三番地地先	
鳥取市東町二丁目三二五番地地先	及び
鳥取市西町五丁目一〇一番地地先	
境港市上道町一、九〇三番地の一地先	
境港市上道町一、八八三番の一地先	を削る。
一般国道五三三番線 鳥取市吉成字打明七二四番の三番地から同市東品治町一三番地の一地先までの間	を
一般国道五三三番線 鳥取市東品治町一三番地の一地先から同市片原一丁目二〇一番地地先までの間	に
一般国道五三三番線 鳥取市片原一丁目二〇一番地地先から同市片原一丁目二〇一番地地先までの間	を
県道西町鳥取停車場線、鳥取市今町二丁目一五二番地地先から同市瓦町二〇三番地地先までの間	二六四メートル
県道西町鳥取停車場線、市道火災復興二〇号線、鳥取市今町一丁目一五番地地先から同市西品治八三四番地の五地先までの間	九五〇メートル
車両(二輪のものを除く)	七時から一 九時まで

一般国道二九号線 郡若桜町大字浅井二五八頭 番地の四地先から同町大 の三若桜字荒神田九七六番 地先までの間	市道今町裁判所線 鳥取市今 町一丁目六八番地先から同 市同町一丁目四〇番地地先ま での間	市道今町裁判所線 鳥取市瓦 町二〇五番地地先から同市西 町三丁目一〇一番地地先ま での間	県道鳥取国府線 鳥取市 東品治町一七番地の一 番地先から同市岩倉四四五 番地の一地先までの間	県道西町鳥取停車場線 鳥取市西町三丁目五一 番地地先から同市南町四 四一番地地先までの間(た だし、智頭街道側ののみ)	県道西町鳥取停車場線 鳥取市今町二丁目五二 番地地先から同市同町一 丁目一七五番地地先ま での間	県道鳥取国府線 鳥取市 東品治町一七番地の一 地先から同市立川町五丁 目地内山陰本線立川踏切 西詰までの間
七五五メートル	七五五メートル	二、九〇〇メートル	九〇〇メートル	九五〇メートル	二六四メートル	二、〇〇〇メートル
革	革	革	革	車両(二輪のものを除く)	革	革
終日	終日	七時から一 九時まで	七時三〇分 から一 九時 まで	七時から一 九時まで	革	革

を に

市道光西寺橋線 米子市 博労町一丁目四六番地 先から同市同町三丁目一 番地の一三三番地先ま での間	市道道笑町旧国道線 米 子市道笑町二丁目四番 五番地の二〇地先ま での間	県道米子境線 米子市大 篠津町九七三番地地先か ら境港市佐斐神町一、二 五番地地先までの間	県道木地山倉吉線、市道 東町仲之町線 倉吉市住 吉町一三番地の一、二番 地から同市仲ノ町七二番 地の一、地先までの間(た みだし、倉吉市役所側の 倉吉市役所側)	宮川町一六番地地内小鴨橋 東詰までの間 東詰までの間	県道倉吉江府線 倉吉市 宮川町一六番地地内小鴨橋 東詰までの間	一般国道二九号線 郡若桜町大字浅井二五八頭 番地の四地先から同町大 字若桜字荒神田九七六番 の三若桜字荒神田九七六番 地先までの間	市道樺鼻線 鳥取市今町 二丁目九二番地地先か ら同市同町二丁目一五二 番地地先までの間
一八〇メートル	八八〇メートル	一、三五〇 メートル	一、二〇〇 メートル	二、二〇〇 メートル	二、二〇〇 メートル	七五五メートル	二五〇メートル
革	革	革	革	革	革	革	車 両
革	革	終日	一七時から二 時	二時一十分 から一 時十分 まで	二時一十分 から一 時十分 まで	革	終日

を に





〃	宮川町一二十七番地地先五差路	四	鳥取トヨタ倉吉営業所前	を
〃	宮川町一二十七番地の 一二地先五差路	四	宮川町ロータリー	に
〃	立町四丁目一九一番地地先	一	義方小学校前	を
〃	立町四丁目六五番地地先	一	義方小学校前	に
〃	紺屋町一番地地先十字路	二	稲田松太郎方前	を
〃	法勝寺町四九番地地先十字路	二		に改め
〃	鳥取市今町一丁目三七番地地	一	瓦町ロータリー	を削り
〃	布勢二七四番地地先	一	松保小学校入口	を
〃	布勢二七四番地地先	一		に
〃	〃 二五六番地地先	一	津ノ井小学校前	を
〃	〃 二五七番地地先	一	津ノ井小学校前	に
〃	相生町四丁目一二番地地先	一	鳥取乳業前	を
〃	相生町四丁目 三〇一番地の一地先	一		に
〃	若桜町四二番地地先	一	東部県税事務所前	を
〃	本町一丁目二〇番地地先	一		に

〃	瓦町二六一の一番地地先	一	森下一商店前	を
〃	南本寺町三三の八番地地先	一	前田武方前	を
〃	瓦町六五七番地の二地先	一		に
〃	南町四四一番地地先十字路	二		を
〃	丸山町一三五の一番地地先	一	荻野豊治方前	を
〃	丸山町一三五番地の一地先	一		を
〃	東町二丁目二〇一番地地先	一	久松小学校前	を
〃	田島字前七九四番地の一地先	一		を
〃	行徳は一〇番地地先	一		を
〃	は二二三番地地先	一		を
〃	は二二番地地先	一		を
〃	は三八九番地地先	一		を
〃	寿町八二五番地地先	一		を
〃	九〇七番地地先	一	西中学校裏	を
〃	西町一丁目四二五番地地先	一	愛真幼稚園前	を
〃	五丁目一六〇番地地先	一		を
〃	亥好町一〇一番地地先	一		を
〃	本町四丁目二三番地地	一		を
〃	瓦町七〇二番地地先	一	さなえ保育所前	を
〃	徳尾三九八番地の九地先	一		を
〃	立川町二丁目一七四番地地先	一		を









る。

六七六番地地先

一

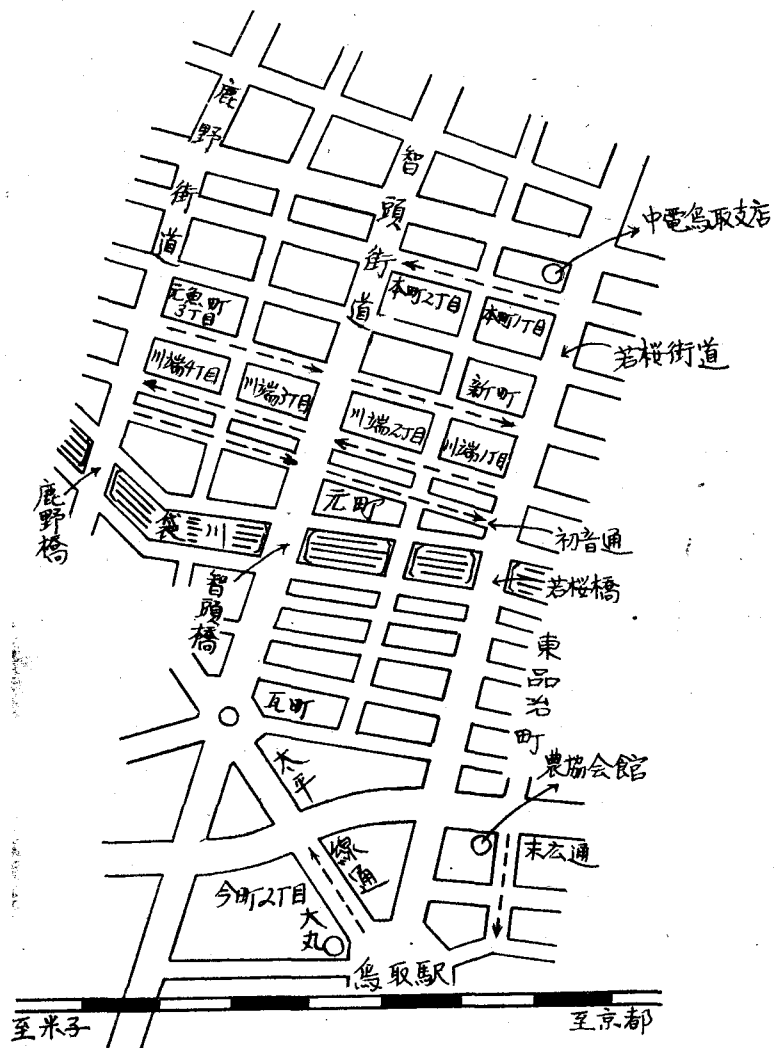
13の項の次に次の一項を加える。

14 徐行

市道緑町一五三番地先から鳥取市	三三〇メートル	車	両終日
同市立川町五丁目官有無	三三〇メートル	車	両終日
市道旭町一七番地先から鳥取市	三三〇メートル	車	両終日
同市立川町五丁目官有無	三三〇メートル	車	両終日

別図(1) 鳥取市市街地略図

別図(一)を次のように改める。



凡例

←..... 一方通行の通行方向 (以下同じ。)

鳥取県公安委員会告示第三十四号

昭和四十年十月鳥取県公安委員会告示第二十九号（自動車の保管場所の確保等に関する法律第五条第一項及び第二項の規定の適用を除外する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

参考1中「東品治町」の下に「米町」を加え、「梶川町、南本寺町」及び「北本寺町」を削る。

鳥取県公安委員会告示第三十五号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正する。

昭和四十三年五月二十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

表中

一	鳥取市東品治町一三番地の一一地先交差点（十字路）	を
一	鳥取市米町五〇三番地地先交差点（十字路）	に
六	鳥取市今町一丁目六番地地先交差点（十字路）	を
六	鳥取市今町一丁目一三〇番地地先交差点（十字路）	に
十八	鳥取市瓦町一三三番地地先交差点（十字路）	を
十八	鳥取市米町五〇七番地地先交差点（十字路）	に改

める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価】一部一箇月三百円（送料を含む。）